

② 初詣における感染防止対策にご協力ください

安全・安心な初詣を行っていただくため、市内の神社等では新型コロナウイルス感染防止対策を講じて皆さんをお迎えます。参拝の際は、「新しい生活様式」や「新しい旅のエチケット」などに心がけ、神社等が行う対策にご協力ください。

神社等が行う主な対策

1. 分散参拝に心がけてください。
2. 次の兆候がある方は参拝をお控えください。
37.5度以上の発熱、風邪の諸症状、体調不良(だるさ等)のある方、新型コロナウイルス感染症陽性者の方と濃厚接触がある方、過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴のある方や当該者と濃厚接触がある方
3. 参拝場所によっては、お札の事前申し込みや郵送受け取り等が可能ですのでご利用ください。
4. 接触確認アプリ「COCOA」や「いばらきアマビエちゃんアプリ」をご利用ください。

参拝所内では

大声での会話を控える、マスクを着用する、ソーシャルディスタンス(1m以上)を確保する、手指の消毒をするなどの対策をお願いします。

場所によっては、一方通行や臨時のお賽銭箱やお守り配付所がありますので、ご利用ください。

問 観光課(内線 517)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の方に 固定資産税の軽減措置があります

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した、中小企業者等が所有する事業用家屋および償却資産について、令和3年度の固定資産税が軽減されます。

対象資産 事業用家屋および設備等の償却資産

対象年度 令和3年度

軽減率 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入合計の対前年同期比減少率
50%以上減少：全額 30%以上 50%未満減少：1/2

対象者 中小企業者等で風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいない者

申告方法

1. 中小企業者等は、税理士、会計士や商工会といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に(1)中小企業者等であること(2)事業収入の減少(3)特例対象家屋の居住用事業用割合について確認を受ける。
2. 中小企業者等の事業用家屋および償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告(以下「申告書」という)は、記載例および固定資産税納税通知書を確認のうえ、記載する。
3. 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書(原本)に併せて、同機関に提出した書類(コピー可)と同じものを税務課へ提出する。

必要書類 1. 申告書原本 2. 収入減を確認できる書類
3. 特例対象家屋の事業用割合を占める書類(青色申告書の写し、新築の場合見取り図等)
4. 猶予の金額や期間等を確認できる書類(収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合)

申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

申・問 税務課(内線 111)

申告方法や制度の詳細については市ホームページまたは
中小企業庁ホームページをご確認ください。



笠間市



中小企業庁